

令和4年度官公需確保対策地方推進協議会

佐賀県中小企業団体中央会

組合制度の概略 (事業協同組合)

共同事業を通じて、組合員である中小企業の経営の合理化、効率化、取引条件の改善等により、経済的地位の向上を目指す組織です。

◆共同受注事業

組合が窓口となり注文を受け、組合員が分担して製造・施工等を行い、組合が納品する事業です。組合員に斡旋する形態もあります。

大口の受注や大型の工事等を受注することが可能になり、取引条件の改善が可能となり組合員の技術力向上にもつながります。

発注側のメリット

1. 地域に精通・密着したサービスが期待できる。
2. 緊急性の高い業務に対応できる。
3. 安定した品質、サービスを受けることができる。
4. 地域企業の安定した受注により地域経済の活性化、地域雇用の創出につながる。

官公需適格組合の証明取得支援・ 官公需受注の促進

～官公需適格組合制度について～

事業協同組合をはじめとする中小企業組合は、法律の手続きを経て国や都道府県が認可した法人であり、民主的かつ公平な運営が制度的に確保されている信頼性の高い組織です。相互扶助の精神に基づき、単独では不足する経営資源を協同組織により補完する事を基調として共同受注を行うところに特徴があります。

こうした中小企業組合で、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局）が証明することにより、国等の発注機関が積極的に活用できる制度です。

官公需適格組合の証明を受ける要件

- 官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること
- 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること
- 共同受注担当役員の定め、共同受注委員会の設置があること
- 役員及び実施組合員が共同受注案件に関して連帯して責任を負うこと など

官公需総合相談センター

- ・平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針に基づき設立
- ・全国中小企業団体中央会と各都道府県中小企業団体中央会に開設
- ・官公需に関する仕事を探している中小企業者の支援を目的

官公需総合相談センター 主な業務内容

- ・ 官公需情報ポータルサイトを活用した情報の提供
- ・ 官公需適格組合制度の概要や取得申請・更新等に関する助言等
- ・ 中小企業者等からの官公需情報に関する問い合わせの対応

佐賀県の官公需適格組合

組合名	区分	受注品目	組合の地区	組合員数	電話
佐賀県石油(協)	物品	揮発油(ガソリン)・軽灯油・重油・ 混合油・潤滑油	佐賀県	127名	0952-22-7337
佐賀県生コンクリート(協)	物品	生コンクリート	佐賀県	11名	0952-76-2675
佐賀県ビルメンテナンス 事業(協)	役務	ビルメンテナンス業務	佐賀県	14名	0952-26-6910
佐賀市管工事(協)	役務	水道施設維持管理業務 水道メーター検定満期取替・ 開閉栓等業務等	佐賀市	43名	0952-32-3100
武雄市管工事(協)	役務	水道メーター検針業務 水道メーター検定満期取替・ 開閉栓等業務等	武雄市	15名	0954-23-2201
佐賀東部管工事(協)	役務	水道施設維持管理業務 量水器取替業務	佐賀市、神崎市、 吉野ヶ里町、三養基郡	38名	0952-31-0600

佐賀県石油協同組合

所在地 〒840-0843 佐賀市川原町8番27号

TEL: (0952) 22-7337 FAX: (0952) 25-0974

- ◆ 設立年月日 昭和28年4月22日
- ◆ 第1回官公需適格組合証明取得 昭和52年2月
- ◆ 組合の地区 佐賀県
- ◆ 組合員数 127名
- ◆ 組合員資格
 - ・石油販売業を行う事業者であること
 - ・組合の地区内に事業場を有すること
- ◆ 共同受注の種類 揮発油(ガソリン)・軽灯油・重油・混合油・潤滑油
- ◆ 組合PR

官公需共同受注事業は、昭和52年2月に官公需適格組合証明取得以降、組合事業の大きな柱として積極的に取り組んでいます。佐賀県下一円を結ぶネットワークで利便性・品質の確保・供給の安定に努めています。また、社会貢献事業の一環として「かけこみ110番」を県下の組合員店舗に設置しています。

防災に対する意識が高まる中、平成26年9月には佐賀県と「災害時石油類燃料供給協定」を締結いたしました。災害時において緊急車両への給油が可能な中核給油所を県内に10給油所を配備し、自家発電機や備蓄体制を整えています。

価格の不安定な石油製品ですが、適正な価格での納入を継続できるよう組合員一丸となって努力しております。

佐賀県生コンクリート協同組合

所在地 〒846-0012 佐賀県多久市東多久町大字別府2426-2

TEL:(0952) 76- 2675 FAX: (0952) 76- 2696

- ◆ 設立年月日 昭和53年4月14日
- ◆ 第1回官公需適格組合証明取得 平成6年2月
- ◆ 組合の地区 佐賀県
- ◆ 組合員数 11名
- ◆ 組合員資格
 - ・生コンクリートの製造および販売を行う事業者であること
 - ・組合の地区内に事業場を有すること
- ◆ 共同受注の種類 生コンクリート
- ◆ 組合PR

近年、建設業界、特に生コンクリートにおける技術の革新は目覚ましいものがあります。高品質、高強度、新技術開発によってコンクリートの耐久性や長寿命化が求められています。

当組合では、社会資本の更なる発展の為に重要な建設基礎資材の供給者として、製品の品質管理について十分留意し、県内全域に安定的供給を進めています。

佐賀県ビルメンテナンス事業協同組合

所在地 〒840-0015 佐賀市木原二丁目17-11 101号

TEL: (0952) 26-6910 FAX: (0952) 26-6910

- ◆ 設立年月日 平成6年8月8日
- ◆ 第1回官公需適格組合証明取得 平成16年1月
- ◆ 組合の地区 佐賀県
- ◆ 組合員数 14名
- ◆ 組合員資格 ビルメンテナンス業を行うもので佐賀県知事登録業者であること
- ◆ 共同受注の種類 ビルメンテナンス業務
- ◆ 組合PR

当組合は、ビルメンテナンス業会員が手を携えて事業の近代化と合理化に努め、共同事業によって公平な経済活動の機会を確保し、経済的自立を基盤として組織の力によって、我々のもつ社会的使命の達成と業界地位の益々の向上を図るため設立いたしました。

今後も、より一層のビルメンテナンス技術向上に努め、多様化・高度化した社会ニーズに応えるとともに、業界のイメージアップ並びに人材の育成に邁進していく所存でございます。

佐賀市管工事協同組合

所在地 〒849-0933 佐賀県佐賀市卸本町3番30号

TEL : (0952) 32-3100 FAX : (0952) 32-3101

- ◆ 設立年月日 昭和42年1月16日
- ◆ 第1回官公需適格組合証明取得 平成23年9月
- ◆ 組合の地区 佐賀市
- ◆ 組合員数 43名
- ◆ 組合員資格
 - ・佐賀市指定給水装置工事事業者であること
 - ・組合の地区内に事業所を有すること
- ◆ 共同受注の種類 水道施設維持管理業務・水道営業関連業務・水道メーター検定満期取替・開閉栓等業務
- ◆ 組合PR

昭和42年1月に発足し、現在は組合員43社を擁しています。不定期ではありますが、組合員の技術能力の向上を目指し、給水装置工事に関する研修会を開催しております。

平成19年には、佐賀市上下水道局と「災害時における水道の応急復旧及び応急給水並びに他都市への応援派遣に関する協定」を締結し、組合員一同が一致団結して、安全で安心できる技術をもとに、水道行政の円滑な推進に貢献できるように努めています。

武雄市管工事協同組合

所在地 〒843-0022 佐賀県武雄市武雄町大字武雄3415-42

TEL : (0954) 23-2201 FAX : (0954) 22-5367

- ◆ 設立年月日 昭和48年5月21日
- ◆ 第1回官公需適格組合証明取得 平成24年9月
- ◆ 組合の地区 武雄市
- ◆ 組合員数 15名
- ◆ 組合員資格
 - ・武雄市指定給水装置工事事業者であること
 - ・組合の地域内に事業所を有すること
- ◆ 共同受注の種類
 - 水道メーター検針業務・水道メーター検定満期取替
 - 開閉栓等業務・漏水事故対応業務等
- ◆ 組合PR

設立以来、水道を中心として市民の生活環境の向上を図るということを常に自覚しながら研鑽に努めて漏水修理、災害時の水道管修理復旧等協定を結んでおり、行政と一体となった救援活動ができるようになっていきました。組合員には優秀な技術者、技能者が在籍しており、お客様の要望に応じ迅速に実践し快適な生活環境づくりに貢献できるよう努めています。

佐賀東部管工事協同組合

所在地 〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西湊1960番地4

TEL:(0952) 31-0600 FAX:(0952) 32-5871

- ◆ 設立年月日 昭和56年11月30日
- ◆ 第1回官公需適格組合証明取得 平成25年2月
- ◆ 組合の地区 佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町、みやき町、上峰町、基山町
- ◆ 組合員数 38名
- ◆ 組合員資格
 - ・佐賀東部水道企業団指定給水装置工事業者であること
 - ・組合の地区内に事業所を有すること
- ◆ 共同受注の種類 水道施設維持管理業務・量水器取替業務
- ◆ 組合PR

当組合は、佐賀東部水道企業団が昭和56年1月に、7町村を一元化した水道事業許可を得て事業を開始するのに併せ、佐賀東部水道企業団指定工事店規定をもとに、昭和56年11月に組合員28社が加入し、佐賀東部管工事協同組合として発足した。

更に、佐賀東部水道企業団が平成6年4月に、新たに5町を統合したのに併せて、管工事組合も5町の管工事組合を統合した。その後、市町村合併が推進され、現在2市4町の広域水道として、組合員数38社を擁する組合として今日に至っている。